



高等学校等就学支援金【県立・市町村立高等学校】

公立高等学校へ入学される方は、**申請をして認定を受ければ**、高等学校等就学支援金が支給されます！

就学支援金を受給するためには、**申請が必要です**。学校が定める期限までに、学校へ申請書類を提出してください。

(期限までに提出がないと、授業料を納付していただくことになるので、期限は必ず守ってください。)

※具体的な申請書類については、入学される高等学校から説明があります。

★支給要件は次のとおりです。

1. 保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除額」の合算が**304,200円未満**である人

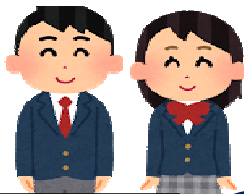
※政令指定都市の場合は、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じます。

2. 高等学校等を既に卒業していない人 等

両親の一方が働き、高校生と中学生がいる4人家族の場合で、年収910万円が目安です。

「高等学校等就学支援金制度」を適用して授業料は実質無償に!!

認定を受ければ、授業料に相当する額の就学支援金が国から支給され、納付すべき授業料に充当しますので、納付いただく必要はありません。



就学支援金の申請・届出

授業料

申請しても不認定となった場合は、授業料を納付していただく必要があります。

就学支援金の受給資格が認定された方は、授業料は実質無料となります。

就学支援金

①入学後、学校を經由して県に申請

②奈良県教育委員会において、就学支援金の受給資格認定・支給額の決定

③県において就学支援金を国に申請し、受領

④国から交付される就学支援金を、申請者に代わって学校が受領し授業料に充当。

就学支援金の支給限度額と支給期間

◆全日制月額 9,900円・上限36月

◆定時制(単位制以外)月額2,700円・上限48月

◆定時制(単位制)1単位1,740円上限74単位・48月

◆通信制(単位制)1単位336円上限74単位・48月

※就学支援金の支給限度額と、授業料は同額になる予定です。

◇県立・市村立高等学校に入学される方のお問い合わせ先◇
・入学される高等学校の事務担当者にお問い合わせください。